

平成 20 年度広域における地理空間情報の整備・更新モデル検討業務

実施期間	平成 20 年度		
企画部専門調査官	佐藤 敏朗		
企画部地理空間情報企画室	柴原 充	吉田 健一	
	柴田 光博	菅 富美男	
	神長 峰雄	大木 章一	

1. はじめに

本業務では、中部圏（中部地方測量部管内）を対象に、地理空間情報を高度に利活用する社会の実現にむけ、構成する県や政令指定都市、国の機関が連携することによる効果や連携スキーム、地理空間情報の提供方法、基盤地図情報や地理空間情報の整備・更新手法等について検討した。

2. 調査検討内容

本業務では目的を達成するため、以下 3 つの調査検討を実施した。

2. 1 中部圏における地理空間情報整備・更新のための連携に関する現状の調査

1) 中部圏における地理空間情報整備・更新のための連携に関する現状の調査

- ・地方公共団体、国が保有する地理空間情報の把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査
- ・地理空間情報を広域的に共有し活用している事例の調査

2) 基盤地図情報を位置の基準として地理空間情報の整備・更新を行う要件に関する調査

- ・基盤地図情報が①行政の法定図書等を含む地理空間情報の基盤になること、②地域を網羅し、永続的に維持されること、③空間的、時間的に品質が高く、それが明示されていること、の 3 点に着目した整備・更新の要件調査

3) 中部圏における基盤地図情報、地理空間情報の連携の仕組みの調査・検討

2. 2 国土地理院の基盤地図情報の整備・更新、基盤地図情報の利活用の検討

基盤地図情報を位置の基準として提供し続けるため、その整備・更新・利活用の仕組みや課題について実証実験を含め以下の検討を実施した。

1) 測量法に基づいた基盤地図情報の円滑な整備のための連携の検討、課題の整理

2) 基盤地図情報の整備・更新モデルの技術的検討

3) 基盤地図情報の法定図書、統合型 GIS への利活用の検討及び実証実験

4) 基盤地図情報を位置の基準とした地理空間情報整備・更新マニュアルの検討

2. 3 調査検討会の開催

本年度内に 3 回開催し、上記の調査・検討結果をもとに圏内における連携の効果等について検討した。

3. 得られた成果

3. 1 中部圏における地理空間情報整備・更新のための連携に関する現状の調査

調査を行った中部圏の市町村のうちの約 7 割が、縮尺 1/2, 500 以上の地形図データを整備していると回

答しているが、都市計画図の更新は概ね5年間隔であり、都市計画図のみを原典データとして基盤地図情報の新鮮度を保つのは難しいという結果となった。基盤地図情報の整備については、国の機関、地方公共団体とも、コスト低減や更新間隔など実務的な要望が多かった。これは広域連携の具体的なイメージが生まれていなかったためのものだが、現行の行政事務や地理空間情報の状態を踏まえた、情報共有のための連携の仕組みを早期に検討する必要がある。また、基盤地図情報を位置の基準とした地理空間情報の整備・更新モデルについて実証実験を行った結果、基盤地図情報の利活用にある程度の見通しを持つことができた。しかし今回は、実験の規模が小規模であったことから、引き続き広域を対象とした実験と詳細な現状分析を行う必要がある。

3. 2 国土地理院の基盤地図情報の整備、更新、基盤地図情報の利活用の検討

本年度は、基盤地図情報の整備・更新において利用することが望ましい測量成果を地物毎に詳細に検討し、どの測量成果を用いて基盤地図情報を整備・更新するのが適切であるかを提示した。今後、地物毎にその妥当性についてさらに検討を加えることが必要である。

基盤地図情報の整備・更新モデルについては、上記検討結果に基づいて地物毎に「目指すべきモデル」を提示し、その上でより現状に即したモデルとして「初期モデル」を提示した。これについてもモデルとしての妥当性についてさらに検討を加える必要があると考えられる。

基盤地図情報の整備・更新、基盤地図情報の法定図書や統合型 GIS への利活用実験については、基盤地図情報の有用性は明らかになったものの、さらにより多くの利活用例を示すことが必要である。

また、本業務のテーマである「広域における連携」に関する実証について、検討委員会においても「自治体の意見を反映させた実証実験にして欲しい」との意見も頂いており、今後このような観点で実証や検討を重ねる必要があると考えられる。

3. 3 基盤地図情報を位置の基準とした地理空間情報整備・更新マニュアルの検討

上記3. 1及び3. 2で述べた成果を基に、基盤地図情報の整備から活用までの一連の流れを整理し、国・地方公共団体が基盤地図情報を位置の基準とした地理空間情報の整備・更新、利活用等を行う際の手順等について取りまとめた、「基盤地図情報を位置の基準とした地理空間情報整備・更新マニュアル(素案)」を作成した。

4. 結論

国土地理院が初期整備する基盤地図情報は、国及び地方公共団体が整備し管理している既存の公共測量成果等を基にすることとしている。本作業では、基盤地図情報の基となる公共測量成果等について、その整備主体である機関をできる限り厳密に特定し、これを前提とした基盤地図情報の整備、更新についての適切なモデルを検討した。さらに基盤地図情報の法定図書や統合型 GIS への利活用についても検討し、基盤地図情報の整備・更新及び地理空間情報への利活用にある程度の見通しを持つことができた。

今回検討したモデルについては、この地域においてさらに検証していく必要があるが、検証されたモデルについてはできるだけ早期にマニュアル化して広く普及することが望まれる。このことにより地理空間情報が高度に活用され、一層の行政の効率化・高度化による行政サービスの向上が期待できると考えられる。

また、本年度作成した、「基盤地図情報を位置の基準とした地理空間情報整備・更新マニュアル(素案)」については今後、さらにブラッシュアップするとともに、実利用に供するマニュアル(案)の作成を行うこととしている。